

第1章 道の駅の概要と調査の目的

1. 道の駅および制度の概要

「道の駅」は地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、平成17年10月末現在で830駅が登録されているが、国土交通省道路局の「道の駅」新規登録・案内要綱には、“一定水準以上のサービスを提供できる休憩施設を「道の駅」として登録し広く案内することにより、道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域の振興に寄与することを目的とする”と記載されている。

すなわち、長距離ドライブや女性や高齢者のドライバーが増加するなかで、交通の円滑な流れを支えるため、一般道路にも安心して利用できる休憩のための施設が求められている現状を反映したものである。

また、近年激増している豪雨等による土砂崩れ災害や道路の路面冠水等で道路が寸断される中、地域の気象情報や通行規制情報等を迅速かつ的確に提供する事で車両ドライバー等の孤立を避けるための道路迂回情報に繋げる機能や地域住民の避難所、あるいは生活支援基地（例：温泉施設の無料開放による入浴サービス）としての機能も求められてきているのが実態である。

「道の駅」の制度が設立された経緯は国土交通省によると平成2年に開催された中国地域作り交流会のシンポジウムで“道路にも駅があっても良いのではないか”と言う提案がなされた事にあると言われており、平成3年10月～4年4月「道の駅」を山口県、岐阜県、栃木県の3地域において仮設の休憩所を利用してモデル実験が行われ、その結果地域の活性化や特産物の宣伝等において絶大の効果の報告がなされた事を受けて、平成3年度に交通安全事業の対象事業に「道の駅の駐車場」の設置が追加(交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法)され、その後平成5年1月18日「道の駅」の提言が行われ、平成5年2月23日「道の駅」の整備についての要綱が策定され、平成5年4月に「道の駅」制度が創設されたものである。

以下の要件を満たした施設に国土交通省道路局長より“道の駅”として認証・登録され次頁の

- ①無料で利用できる十分な容量の駐車場と清潔なトイレが備わっている事
- ②駐車場とトイレ及びそれらを結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が図られている事
- ③案内・サービス施設(道路及び地域に関する情報を提供する案内所等)が備わっている事
- ④駐車場・トイレ・電話は24時間利用可能である事
- ⑤女性・年少者・高齢者・身障者など様々なひとが使いやすい事
- ⑥景観には十分配慮されている事
- ⑦案内・サービス施設の設置者は市町村等である事

様なシンボルマークの掲示や看板が設置される。



道の駅には、一体型と呼ばれる道路管理者が整備する駐車場、トイレ、看板等と、市町村が整備する地域振興施設が一体となって整備されたものと、単独型と呼ばれ市町村等が単独で駐車場、トイレ、地域振興施設を整備したものがある。

「道の駅」登録・案内要綱

（目的） この要綱は、一定水準以上のサービスを提供できる休憩施設を「道の駅」として登録し広く案内することにより、道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域の振興に寄与することを目的とする。

（「道の駅」の基本コンセプト） 本要綱において、「道の駅」とは、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と多様で質の高いサービスを提供する施設で、基本として次に掲げるサービス等を備える施設をいう。

＜設置位置＞ 休憩施設としての利用のしやすさや、「道の駅」相互の機能分担の観点から、適切な位置にあること。

＜施設構成＞ 休憩目的の利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場と清潔な便所が備わっている事。利用者に多様なサービスを提供する施設であって、道路及び地域に関する情報を提供する案内所又は案内コーナーがあるもの（以下「案内・サービス施設」という）が備わっていること。

＜提供サービス＞ 駐車場・便所・電話は24時間利用可能であること

案内・サービス施設には、原則として案内人を配置し、親切な情報提供がなされること。

＜設置者＞ 案内・サービス施設の設置者は市町村又は市町村に代わり得る公的な団体（以下、「市町村等」という。）であること。

なお、案内サービス施設の管理または運営を市町村等以外のものが行う場合は、契約等により「道の駅」として必要なサービスが確保されるよう措置されていること。

＜配慮事項＞ 女性・年少者・高齢者・身障者など様々な人の使いやすさに配慮されていること。

施設計画は景観に十分配慮し、特に景勝地にあつては、地域の優れた景観を損なうことのないよう計画されていること。

2. 全国および鹿児島県の「道の駅」設置状況

地区別では北海道を除くと岐阜県が 48 と圧倒的に多い。続いて長野県が 36、新潟県 33 となっている。地方に多く、都会は少ないが、地方の中でも東北がやや多い。九州・沖縄では南九州が多く、北部は少ない。沖縄も少なく大阪並みである。鹿児島の 17 は全国的には中位に位置する。

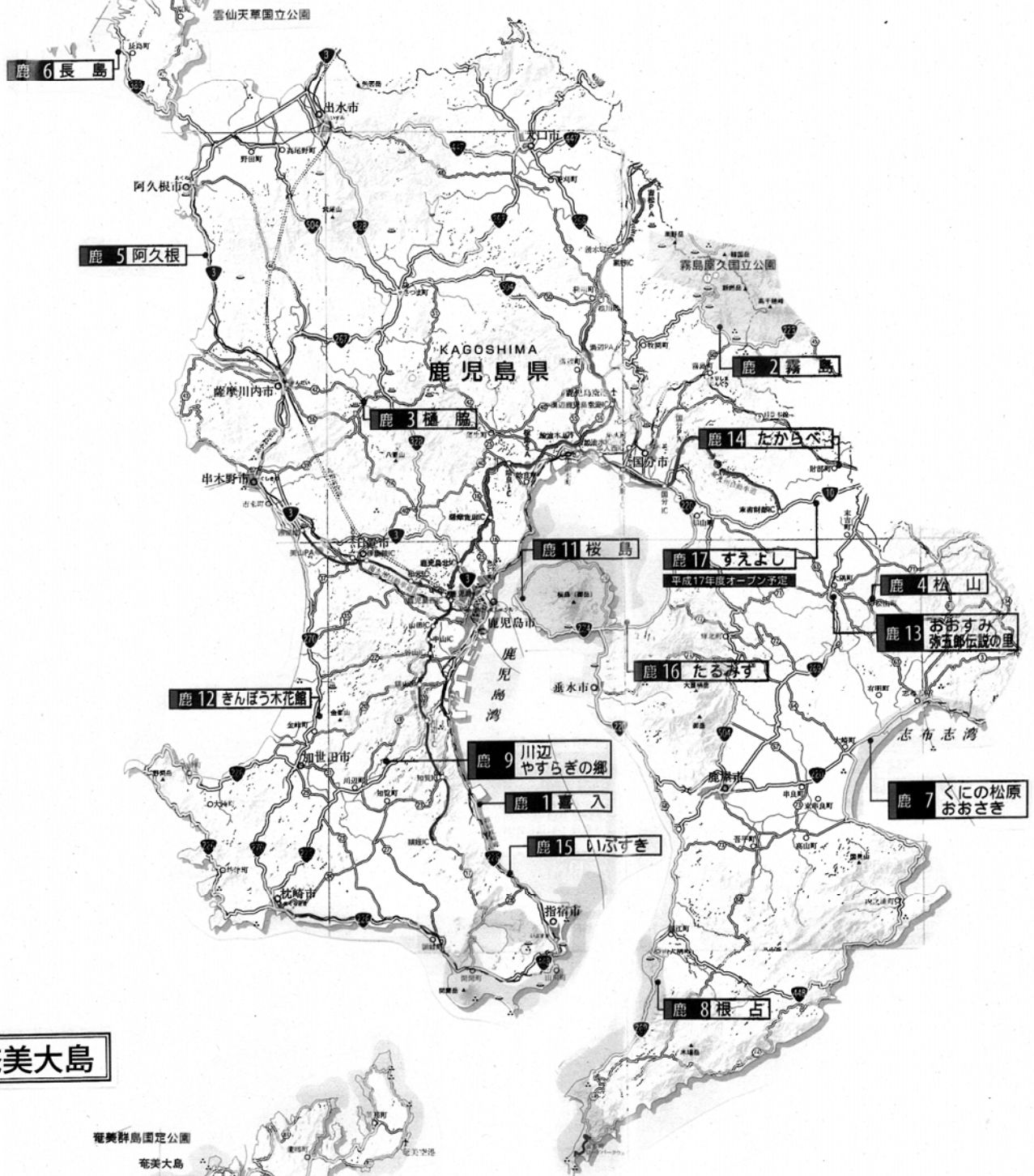
都道府県	駅数	都道府県	駅数	都道府県	駅数	都道府県	駅数
北海道	92	東京	1	滋賀	14	香川	17
青森	26	神奈川	2	京都	12	愛媛	22
岩手	28	山梨	16	大阪	4	高知	20
宮城	11	長野	36	兵庫	28	福岡	9
秋田	25	新潟	33	奈良	12	佐賀	6
山形	15	富山	13	和歌山	17	長崎	7
福島	12	石川	17	鳥取	9	熊本	18
茨城	9	岐阜	48	島根	20	大分	17
栃木	14	静岡	19	岡山	15	宮崎	14
群馬	18	愛知	10	広島	13	鹿児島	17
埼玉	17	三重	15	山口	18	沖縄	4
千葉	19	福井	8	徳島	13	合計	830

鹿児島県の場合、道路管理者はおおむね国道 226 号線より番号の小さい国道沿いは国道事務所、それより番号の大きな国道および県道沿いは県の土木事務所となる（国道 226 号線は国の部分と県の部分がある）。鹿児島県の「道の駅」は現在国道事務所の管理が 8 つ、土木事務所の管理が 9 つとなっている。鹿児島県の場合、土木事務所が道路管理者となる「道の駅」には道路情報を表示する電光掲示板が備えられている。

鹿児島県の道の駅一覧表（下表の N0 は登録順）

No	道の駅名	市町村	道 路	管理	型
1	喜入	鹿児島市	国道 226 号	国	単独型
2	霧島	霧島町	国道 223 号	県	一体型
3	樋脇	薩摩川内市	県道川内加治木線	県	単独型
4	松山	松山町	県道飯野松山都城線	県	単独型
5	阿久根	阿久根市	国道 3 号	国	一体型
6	長島	長島町	国道 389 号	県	単独型
7	くにの松原おおさき	大崎町	国道 220 号	国	一体型
8	根占	南大隅町	国道 269 号	県	単独型
9	川辺やすらぎの郷	川辺町	国道 225 号	国	一体型
10	奄美大島住用	住用村	国道 58 号	県	一体型
11	桜島	鹿児島市	国道 224 号	国	単独型
12	きんぼう木花館	金峰町	国道 270 号	県	単独型
13	おおすみ弥五郎伝説の里	曾於市	国道 269 号	県	単独型
14	たからべ	曾於市	主要地方道都城隼人線	県	単独型
15	いぶすき	指宿市	国道 226 号	国	一体型
16	たるみず	垂水市	国道 220 号	国	一体型
17	すえよし	曾於市	国道 10 号	国	一体型

鹿児島県内17ヶ所「道の駅」総覧図



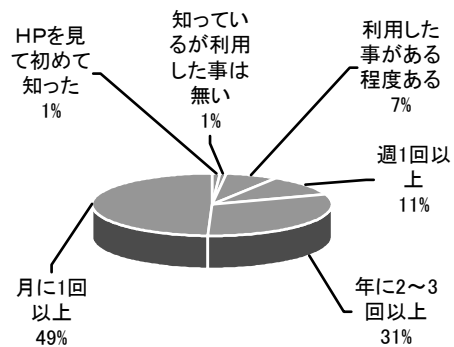
奄美大島



3. 道の駅利用状況等（国土交通省アンケート結果より）

国土交通省のアンケート調査によると「道の駅」利用頻度は左図に示すように月に1回以上使っているとの回答が半分近い49%と圧倒的に多く、年に2～3回以上使っているを合計すると80%にもなり「道の駅」の利便性が反映された結果になっている。

「道の駅」を利用する目的は何と言ってもトイレ利用であり、休憩、飲食、買物、観光情報の入手、道路情報の入手、娯楽施設の利用、宿泊、イベントへの参加となっている。また、きっと何かがあると言う期待感を持って立寄るとか、道の駅自体が観光地であるとか、全国道の駅を制覇する等のユニークな目的の方々も少数ではあるが存在しているのも事実である。その意見の中で利用して良かった事は、トイレ、ドライブ疲れの休憩が出来る事や地域の特産物が購入出来る事等であり。利用して不快に感じた事は、運営管理が出来ていない事やトイレ掃除が行き届いていない事、駐車場が狭隘で混雑して入りにくい事等である。



出所：国土交通省ホームページ、
東北六県道の駅情報サイトより



4. 調査の目的

それらの時代を反映した機能も要求される中、鹿児島県内における「道の駅」は

- ① 地域経済に及ぼす影響度合いはどの程度か
- ② 地域振興にどの程度寄与しているのか
- ③ 観光面にどのような影響を及ぼしているのか
- ④ 道路情報等の提供機能は完備しているのか
- ⑤ トータルとして「道の駅」の機能が完備されているのか、何が欠落しているのか

等々について調査・研究する事で各々の「道の駅」の持つ特徴や改善すべき点への提言、また県内の「道の駅」全体に共通する幾ばくかの改善提言をする事を目的とする。

5. 調査方法

鹿児島県内の「道の駅」17ヶ所中10ヶ所に調査メンバー4名が各々の担当箇所を決めて現地および管理団体等の責任者への聞き取り調査を行った。

聞き取り調査先（登録順に記載）

	道の駅名	市町村	聞き取り調査担当者名
1	喜入	鹿児島市	内 貴廣
2	霧島	霧島町	林 敬孝
3	樋脇	薩摩川内市	浦島 和衛
4	阿久根	阿久根市	浦島 和衛
5	長島	長島町	浦島 和衛
6	川辺やすらぎの郷	川辺町	田中 博道
7	桜島	鹿児島市	内 貴廣
8	きんぼう木花館	金峰町	浦島 和衛
9	いぶすき	指宿市	浦島 和衛
10	たるみず	垂水市	田中 博道

6. 調査・研究期間

平成17年8月6日～平成18年1月23日

7. 調査メンバー

調査メンバーは以下の4名

鹿児島県支部会員

内 貴廣

浦島 和衛

田中 博道

林 敬孝